

## 夏の節電に関する基本方針

### 1 夏の節電対策

- (1) 従来から実施している省エネ・節電の取組を継続することなどにより、夏の節電に積極的に取り組む。
- (2) 節電を目的とした施設の休館など、市民生活への影響が大きな対策は日常の対策としては実施しない。
- (3) 「電力需給ひっ迫警報」が発令された場合には、そのひっ迫の度合いに応じ、必要な対策を実施する。具体的な対策は次のとおり。
  - ① 直接市民サービスと関連しない照明を消灯する。
  - ② 直接市民サービスと関連しない OA 機器の電源を切る。
  - ③ ひっ迫の度合いに応じ、エレベータや空調の停止、すべての照明や OA 機器の電源 OFF などを検討し、ピークカット対策を実施する。ただし、利用者等の健康管理等に十分配慮し、最低限必要となるものについては対象外とする。

### 2 昭島市が実施する省エネ・節電の具体的な取組

- (1) クールビズを実施（5月1日～10月31日）する。
- (2) 冷房時の室温の目安を「28℃」とする。ただし、利用者等の健康管理等に十分配慮し、柔軟な対応を図る。
- (3) 執務室や廊下、出入り口などの照明を一定程度間引きするとともに、必要のない照明は消灯を徹底する。
- (4) OA機器の省エネ対策を徹底する。

### 3 夏の節電に関する留意事項

- (1) 夏の節電対策については、市民サービスの低下につながらないように十分配慮するとともに幼児や児童、高齢者、障害のある方などに対して最大限配慮する。
- (2) 熱中症対策の周知に努める。また、猛暑の際など、市民が利用する市の施設においては、市民の避暑的な利用について配慮するものとし、施設の性格等に応じたクールシェアに取り組むこととする。
- (3) 市民や企業に対しては、従来からの省エネ・節電の呼びかけに加え、今夏の節電への協力をお願いし、市民や企業と連携し、市全体で、省エネ・節電に努める。
- (4) 企画部企画政策課は、各課から提出を受けた使用電力の報告により、夏の節電の状況を検証し、その結果を取りまとめ公表する。

### 4 基本方針について

- (1) 国又は東京都において対策が変更される等、特段の事情がない限り継続して実施するものとする。